

問 20：当社の社員が、先日、東南アジアに出張したところ、帰国後 2 週間後になって体調不調を訴え、診断の結果「A 型肝炎」と診断されました。診断した医師によれば、海外出張中に感染した可能性が高いのではないかとのことでした。「A 型ウイルス肝炎」は、汚染された生水や魚などで感染すると聞いたことがあります。このような疾病は、労災に適用されるのでしょうか。

【回答】

ご質問の場合は、海外へのお出張ということですが、海外出張中の業務遂行性、業務起因性についての考え方は国内のお出張とまったく同様で、出張中はその用務の成否や遂行方法などについて包括的に事業主が責任を負っている以上、特別の事情がない限り、原則的には出張過程の全般について事業主の支配下にあるとみなされ、その出張過程全般に業務遂行性が認められます。そのため、出張期間中の個々の行為（それ自体としては私的な行為であったとしても）に際して発生した災害については、その行為が出張に当然または通常伴う範囲のもの（たとえば、食事、喫茶など）である限りは、一般的に業務遂行性も認められることとなります。

「A 型肝炎」は、A 型肝炎ウイルスの感染により発症するもので、ウイルスに汚染された飲食物を介して経口的に感染します。ご質問にある東南アジアのような熱帯地域は、A 型肝炎ウイルスの侵淫地域として知られています。したがって、貴社の社員の方が、現に A 型肝炎が流行している地域へ仕事の関係上やむを得ず出張しなければならない事情があり、かつ、その方が現地での飲料水や食事など衛生状態が十分でない生活環境によって、A 型肝炎に感染したことが明らかであれば、業務上の疾病として、労災保険の給付を受けられることとなります。

さらに、ご質問の場合は、感染から発病までの時間的感覚が医学上妥当なものか否か、家族の感染の有無、国内の住居地および勤務地区における A 型肝炎の流行の有無を考慮するなど、この方の A 型肝炎が海外出張以外の原因で感染したものかどうかとも調査する必要があります。

このように、A 型肝炎が業務上疾病と認定されるためには、さまざまな調査を行わなくてはなりませんので、最寄りの労働基準監督署にご相談されることをお勧めします。

なお、海外の営業所や関連会社などに派遣されている方（海外派遣者）については取扱いが異なり、この場合は海外派遣者として特別加入の手続きをとらなければなりませんので、ご注意ください。